

平成 21 年（2009 年）第 3 回市議会定例会
提出議案市長説明要旨（21. 9. 17）

本定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明いたします。

議案第 91 号から議案第 98 号までの 8 件は、平成 20 年度横須賀市一般会計および特別会計国民健康保険費等の歳入歳出決算で、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第 3 項の規定により議会の認定に付するため提出するものです。

議案第 99 号から議案第 101 号までの 3 件は、平成 20 年度横須賀市水道事業会計等の決算で、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第 4 項の規定により議会の認定に付するため提出するものです。

まず、一般会計の決算について概要を申し上げます。

平成 20 年度の実質収支は約 35 億円となりました。ただ、その内訳には、財政調整基金等からの取り崩しが約 26 億円、前年度からの純繰越金が約 12 億円含まれており、単年度の収支バランスがとることのできない、厳しい状況となっています。

経常収支比率は、歳入面で法人市民税や普通交付税が増加したこと等により、95.8%となり、前年比 0.6 ポイント改善しましたが、県内 19 市中 16 位で、県内平均 92.4%よりも高い状況にあります。

財政健全化法に基づく一般会計等の健全化判断比率については、実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字がないため数値なし、実質公債比率は5.2%、将来負担比率は83.2%と、前年度に比べ、若干改善しており、いずれも早期健全化基準を超えるものではありませんでした。しかし、人口減少や高齢化に伴い、今後見込まれる様々な経費負担、税収減などを考えた場合、本市の財政は極めて厳しい状況にあると認識しなければならないと考えております。これまでの行政改革をさらに進めることなどにより財政の改善を図ってまいります。

特別会計および事業会計の決算については、特別会計老人保健医療費に歳入不足を生じたため、平成21年度予算から繰上充用を行いました。他の特別会計については適切な執行を図り、また事業会計では前年度に比べ若干の収支の改善が図られましたが、病院事業会計については、依然として赤字決算となっております。なお、財政健全化法に基づく各事業会計の資金不足比率はございませんでした。今後もそれぞれの目的に沿った自立的な経営に向けて努力してまいります。

以上平成20年度各会計の決算について、概要と所見を申し上げました。

よろしくご審議のうえ、ご議決いただくようお願い申し上げます。